

山口市空き家・空き地バンク登録申込書

年 月 日

(宛先) 山 口 市 長

〒

(申込者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (※)

(※)申込者本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

あてはまるものに  
チェックしてください。

本人

代理人

委任者との続柄

( )

空き家・空き地バンクに登録したいので、次のとおり申し込みます。

空き家又は空き地の所在地		山口市	
所有者名			
建物	構造・面積	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造 平屋建て・2階建て 敷地面積 m <sup>2</sup> 延床面積 m <sup>2</sup>	
	建築時期	( 年建築 年増改築 )	
土地	地目・面積	地目	面積 m <sup>2</sup>
	地中埋設物	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無	
	生活用水	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 地下水) <input type="checkbox"/> 無	
売却・賃貸の別		売却・賃貸・どちらでも可	
価格・家賃		売却 円・応相談	賃貸 月 円・応相談
家屋の状況		年 月から空き家 1 即入居可能 2 小規模改修必要 3 大規模改修必要 要改修箇所 ( )	
その他売却・賃借		田 m <sup>2</sup> 売却可・賃借可	畑 m <sup>2</sup> 売却可・賃借可
		山林 m <sup>2</sup> 売却可・賃借可	
不動産業者との取引の有無		不動産業者に取引を依頼 <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (業者名 連絡先 )	
特記事項			

【添付書類】

1. 固定資産課税明細書（毎年4月中旬に市役所から送付）又は登記簿謄本（登記事項証明書）の写し  
※紛失された場合は、固定資産課税台帳記載事項証明書又は名寄帳兼課税台帳を添付してください。（市役所へ交付申請が必要）
2. 現況証明書（空き地の場合で、地目が農業用地目の場合のみ）※現況が宅地であっても、登記地目が農業用地目の場合は、農業委員会で発行する現況証明書を添付してください。
3. 山口市空き家・空き地バンク登録事項確認書
4. 平面図等間取りが確認できるもの
5. 土地の写真（空き地の場合のみ）
6. 委任状（申請者と所有者が異なる場合のみ）

【その他】

1. 申込みに関する個人情報、空き家・空き地バンク事業の目的以外には利用いたしません。
2. 市のウェブサイトへの掲載、登録台帳の閲覧等により空き家又は空き地の情報を公開いたします。
3. 申込み後、市職員、市定住サポーター、地域団体が空き家又は空き地の現地調査を行いますので、立会等にご協力ください。

## 山口市空き家・空き地バンク登録事項確認書

山口市空き家・空き地バンク制度の登録にあたり以下の事項を確認してください。

1. 空き家又は空き地の登録について  
空き家又は空き地の登録は物件の所有者と申請者が同一でなければなりません。同一でない場合は、委任状が必要です。  
また、空き地の登録は現況において速やかに住宅の建築が可能で、良好に管理されている物件に限ります。（現況のままとは、法令上住宅を建築することに制限がなく、かつ電気、水道、ガス等の生活インフラの物件への引き込みが可能なもの（整備済みを含む）をいいます。
2. 空き家・空き地バンクの登録期間について  
空き家・空き地バンクへの登録期間は原則3年です。3年を経過したとき、空き家・空き地バンク利用者と成約されたとき又は登録申込書の内容に虚偽があった場合は空き家・空き地バンクの登録を自動的に抹消します。
3. 空き家又は空き地利用希望者との現地案内について  
登録物件の視察依頼があった場合は、原則物件所有者での対応が必要です。ただし、立会が困難な場合は、定住サポーター等へ依頼することができます。  
また、現地案内等の調整のため地域団体又は定住サポーター等に登録された情報を提供します。
4. 登録物件の情報公開について  
空き家・空き地バンクに登録された物件は市のホームページへの掲載、登録台帳の閲覧等により空き家又は空き地の情報を公開します。ただし、ウェブサイトへの公開は所有者の希望に応じます。
5. 相手方との契約について  
市及び定住サポーターは物件の賃貸又は売買に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行いません。契約交渉は当事者間で責任をもって行い、契約に関する紛争等は誠意をもって当事者間で解決してください。
6. 契約等に関する仲介について  
契約書の作成等を市内の宅建協会及び全日本不動産協会に協力依頼できますので必要な場合は市へ連絡してください。賃貸借の契約の際には、トラブルが多く発生していますので依頼されることをお勧めします。
7. 空き家・空き地バンク利用者と成約した場合の報告について  
空き家・空き地バンク利用者と成約があった場合は速やかに市に報告してください。
8. 農地と山林の売買について  
農地（田・畑）と山林の所有状況については、空き家又は空き地情報と併せて市ホームページに掲載しますが、空き家又は空き地と一体的に売買、貸借することを希望されても困難であることが多く、一体的に売却、貸借を行うことを条件とする方の登録はお断りしています。
9. 個人情報の取り扱い  
空き家・空き地バンク制度により知り得た情報は、制度の趣旨に沿って利用し他の目的で使用してはいけません。

上記事項について確認しました。

年 月 日

住 所

名 前

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。